

## 伊那中学校PTA会則

- 第 1 条 本会は伊那中学校PTAという。事務局を伊那中学校におく。
- 第 2 条 本会は伊那中学校生徒の保護者並びに伊那中学校職員による正会員と、本会の趣旨に賛同し、特に本会に功績のあった者、もしくはかつての会員であった者のうちから、評議員の議決を経た特別会員をもって構成する。
- 第 3 条 本会は伊那中学校教育の伸展に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 学校と家庭との緊密な連絡。
  2. 生徒の保護厚生並びに教育の改善に資すること。
  3. 会員の修養並びに相互の親睦連絡に資すること。
  4. その他、本会の目的達成に必要な事項。
- 第 5 条 本会はいかなる営利事業、宗教的な活動並びに政治活動をも行うことはできない。
- 第 6 条 1. 本会に次の役員をおく。
- |       |             |       |     |
|-------|-------------|-------|-----|
| 会 長   | 1名(父母)      | 理 事   | 若干名 |
| 副 会 長 | 3名(父母2 教頭1) | 評 議 員 | 若干名 |
| 会 計   | 2名(父母1 教師1) | 幹 事   | 若干名 |
| 会計監事  | 3名(父母)      |       |     |
2. 本会に顧問をおく。
- |     |        |
|-----|--------|
| 顧 問 | 1名(校長) |
|-----|--------|
- 第 7 条 本会の役員は次の方法によって定める。
1. 会長、副会長、会計および会計監査は総会において正会員中より選出する。
  2. 評議員は各学年の会員中より選出する。
  3. 理事は各学年の評議員より選出し、各部正副部長は理事を兼ねる。
  4. 幹事は会長がこれを委嘱する。
- 第 8 条 本会運営に関する内規は別にこれを定める。
- 第 9 条 本会の役員の任期は1年とする。ただし重任は妨げない。
- 第 10 条 本会の役員の任務は次の通りとする。
1. 会長は本会を代表し、会務の一切を総理する。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれに代わる。
  3. 会計は本会の会計を掌る。
  4. 会計監事はその年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
  5. 理事は会務の執行にあたる。
  6. 評議員は本会の事業計画・予算・決算の原案・その他の事項について審議する。
  7. 幹事は庶務を掌る。
- 第 11 条 本会の会議は次の通りとする。
1. 総 会：定期総会は毎年1回以上開催し、決算の承認、予算の審議、役員承認並びにその他必要事項について審議する。  
なお、臨時総会は必要に応じ随時開くことができる。
  2. 役員会：会長が招集し、随時開くことができる。
  3. 部 会：部長が招集し、随時開くことができる。
- 第 12 条 本会の議決は出席者の過半数の同意による。
- 第 13 条 本会の事業を遂行するため次の部を設け、その必要に応じて特別委員会を設けることができる。
1. 1学年部 1学年、学級PTAに関わること。
  2. 2学年部 2学年、学級PTAに関わること。
  3. 3学年部 3学年、学級PTAに関わること。
- 第 14 条 部員は評議員で構成し、会長が委託する。正副部長は部員の互選による。
- 第 15 条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
- 第 16 条 本会の経費は会費並びに寄付金をもってこれにあて、正会員は会費を負担する。
- 第 17 条 本会のもとに学年PTA、学級PTAをおき、その会則は別に定めることができる。ただし、学年PTA、学級PTAにおいては会費寄付金は徴収しない。
- 第 18 条 本会の会則の改廃は総会の議決をはかるものとする。

昭和34年4月25日制定

昭和58年4月23日修正

昭和35年3月15日修正	平成 3年3月 1日修正
昭和37年4月 2日修正	平成 4年3月 2日修正
昭和40年4月 5日修正	令和 3年2月19日修正
平成28年2月26日修正	
昭和42年4月14日修正	

## 伊那中学校PTA内規

- 第 1 条 役員選考委員会について
1. 本会三役および、2学年評議員で構成する。
  2. 役員選考委員長には2学年会長、副委員長には2学年副会長がこれにあたる。
- 第 2 条 理事並びに評議員は、次のように構成する。
1. 理 事 各部理事として、各部正副部長。  
学校理事として、各学年主任3名。
  2. 評議員 学年評議員として、各学級より正副会長1名ずつ。各学級会長が学年部に、所属する。新3学年は年度末の、新2学年は新年度初めの、学級PTAおよび学年の役員話し合いで、これらを決める。
- 第 3 条 会計監事は3名とし、前年度1・2学年理事がこれにあたる。
- 第 4 条 各部の事業は次のようなものが考えられるが、PTA活動の目的に照らし合わせ、年度当初、各部で話し合っ、具体的な事業内容を決めるものとする。
1. 1学年部 1学年、学級PTAに関わること。  
PTA環境整備作業に関わること。使用済み制服運動着の回収保管幹旋に関わること。
  2. 2学年部 2学年、学級PTAに関わること。次年度役員選出に関わること。  
研修・厚生に関わること。
  3. 3学年部 3学年、学級PTAに関わること。高校視察、進路講話に関わる  
こと。
- 第 5 条 慶 弔
1. T会員の死亡に際しては 10,000円
  2. P会員の死亡に際しては 5,000円
  3. 生徒の死亡に際しては 5,000円
  4. T会員の餞別は本校在職1年未満 1,000円 1年増す毎に500円増。
- 第 6 条 学校運営に伴う保護者負担金の金融機関による預金口座振替払いについて
1. 保護者の負担金の円滑かつ正確な収納により、学校運営に支障をきたさないこと。併せて、PTAによる集金業務の利便化に供する事を目的とする。
  2. 保護者は金銭問題等により、生徒並びに学校へ負担をかけてはならないことを確認する。
  3. 保護者は、期日までに確実に入金する義務を負う。
  4. PTA会長は、諸事情により本条を履行できない保護者に対して注意を喚起し、直接集金できる権限を有する。
  5. 本条は、学校収納金（給食費、学年費、PTA会費）に限定する。
- 第 7 条 内規の改廃は理事会の議決をはかるものとする。
- |               |               |
|---------------|---------------|
| 昭和34年 4月25日制定 | 昭和46年 4月10日修正 |
| 昭和37年 4月 2日修正 | 昭和49年 3月 6日修正 |
| 昭和38年 4月 2日修正 | 昭和53年 2月24日修正 |
| 昭和39年 4月10日修正 | 平成 4年 2月12日修正 |
| 昭和40年 4月 5日修正 | 平成 9年12月 3日追加 |
| 昭和41年 4月15日修正 | 平成13年12月12日修正 |
| 昭和42年 4月27日修正 | 平成26年 5月 2日修正 |
| 昭和44年 4月 9日修正 | 令和 3年 1月17日修正 |
| 平成28年 2月17日修正 | 令和 4年 1月26日修正 |
| 昭和45年 4月11日修正 |               |